第百三条第一項の表第四十七条第一項の項を次のように改める。

第四十七条第一項	が投票人名簿ならない	が在外投票人名簿ならない。この場合においては、当該投票人の在外投票人証（その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受けて投票人名簿に係る投票人証。以下「在外投票人証」という。）に国民投票の投票用紙及びこれを交付した旨を交付した年月日（二以上の憲法改正案があつては、当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙を交付した旨及びこれを交付した年月日）を記入しなければならない

第百三条第一項の表第四十七条第一項の項の次に次のように加える。

第四十七条第一項第一号	投票人名簿	在外投票人名簿
第四十七条第一項第二号	投票人名簿が法第二十条第二項	在外投票人名簿が法第三十三条第二項
第四十七条第一項第二号イ及びロ	投票人名簿	在外投票人名簿
第五十九条の二の表第五十二条第四項の項	第五十二条の二第五項	第六十二条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の二第五項

第百三条第一項の表第六十条の項を削り、同表第六十一条の項中「第六十二条第二項」を「第六十二条第四項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十条の表第五十二条第四項の項	第六十条第五項	第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第五項

第百三条第一項の表第六十四条第一項の項中

投票人名簿		在外投票人名簿

を

第六十条第一項各号		第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第各号
投票人名簿		在外投票人名簿

に改め、同表第六十条第一項の項中

名簿		

を

投票人名簿		在外投票人名簿

に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、「有料老人ホーム」の下に「（第四項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「以下この節」を「第四項及び第六十九条」に改め、「婦人補導院」の下に「（以下この節において「不在者投票施設」という。）」を加え、「ものは」を「もの」に、「在外投票人証又は在外選挙人証」を「在外投票人証等」に改め、同表第六十四条第二項の項中

第六十条第一項		

を

投票人名簿	在外投票人名簿	

に、「在外投票人証を提出し、又は在外選挙人証」を「在外投票人証等」に改め、同表第六十七条第三項の項中

第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項各号		
在外投票人名簿		

を

第六十条第一項各号		第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第各号
投票人名簿		在外投票人名簿

に、「第六十二条第二項」を「第六十二条第四項」に、「場合にあっては」を「ときは」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、「第八十四条第一項に規定する」を削り、「南極投票人証」を「南極投票人証等」に改め、「交付した旨」の下に「（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案に係る国民投票の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨。次条第一項及び第八十一条第六項において同じ。）」を加え、「在外投票人証に」を「在外投票人証等に国民投票の」に、「年月日を記入し、又は在外選挙人証」を「在外投票人証等」に改め、同表第六十六条の項中「第六十二条第二項」を「第六十二条第四項」に改め、同表第六十七条第一項の項中「第六十二条第二項」を「第六十二条第四項」に、「場合にあっては」を「ときは」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、「第八十四条第一項に規定する」を削り、「南極投票人証」を「南極投票人証等」に改め、「交付した旨」の下に「（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨並びにこれらを交付した年月日（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類、当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨並びにこれらを交付した年月日）」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十七条第三項	し、又は申立てをされた	した

第百三条第一項の表第六十九条第一項及び第三項の項中「及び第三項」を削り、同項の次に次のように加える。

第六十九条第三項	第六十条第一項各号	第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項各号
	投票人名簿	在外投票人名簿

第百三条第一項の表第七十条第一項の項中「不在者投票証明書の」を「を提示し、かつ、不在者投票証明書の」に、「在外投票人証を提出し、又は在外選挙人証」を「並びに在外投票人証等」に改め、同表第七十一条第二項の項中「不在者投票証明書を提出し」を「不在者投票証明書を提出して」に、「在外投票人証を提出し、又は在外選挙人証を提示し」を「在外投票人証等を提示して」に改め、同表第八十八条第二項の項中「及び不在者投票証明書」を「、不在者投票証明書及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙」に改め、同表第九十条の項を削り、同表第九十二条第二項の項中「第五十五条の規定による投票」の下に「（法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「場合にあっては」を「ときは」に改め、「指定在外投票区の投票管理者」の下に「（法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者又は法第六十二条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者）」を加え、「第六十二条第二項」を「第六十二条第四項」に、「の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」を「に規定する指定期日前投票所」に、「によって」を「により」に、